告 示

規定により、次の区域を水源地域として指定する。埼玉県水源地域保全条例(平成二十四年埼玉県条例第二十二号)第六条第一項の埼玉県告示第千二百八十二号

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 司

小川町	嵐山町	越生町	毛呂山町	日高市	本庄市	飯 能 市	市町村
青山、飯田、靱負、笠原、上古寺、木部、木呂子、腰越、	鎌形、志賀、千手堂、遠山、平澤	麦原満、龍ヶ谷、津久根、堂山、成瀬、西和田、如意、古池、浩野、大谷、越生、上谷、黒岩、黒山、小杉、鹿下、大上野、大谷、越生、上谷、黒岩、黒山、小杉、鹿下、大	本郷阿諏訪、大谷木、小田谷、権現堂、宿谷、滝ノ入、毛呂	北平沢、高麗本郷、清流、高岡、新堀、山根、横手	町太駄、児玉町宮内玉町元田、児玉町小平、児玉町塩谷、児玉町高柳、児玉児玉町秋山、児玉町飯倉、児玉町稲沢、児玉町河内、児	伊古田、浦山、太田、大宮、小柱、上影森、久那、黒谷、定峰、品沢、下影森、田村、寺尾、栃谷、堀切、別所、定峰、品沢、下影森、田村、寺尾、栃谷、堀切、別所、	大 字

大内沢、奥沢、坂本、白石、御堂、皆谷、安戸鉢形、藤田、三品、寄居が上、折房、風布、金尾、桜沢、末野、立房、西ノ入	東秩父村
田、上阿久原、下阿久原、新宿、二ノ宮、矢納、	神川町
白石、円良田	美里町
般若、日尾、藤倉、両神薄、両神小森飯田、伊豆沢、小鹿野、河原沢、三山、下小鹿野、長留、	小鹿野町
矢那瀬 井戸、岩田、風布、長 凝、 中野上、野上下郷、本野上、	長羅町
野巻、三沢、皆野大渕、金崎、金沢、上日野沢、国神、下田野、下日野沢、	皆野町
芦ヶ久保、横瀬	横瀬町
別所、本郷、桃木戸元下、田黒、田中、玉川、西平、馬場、番匠、日影、大附、大野、椚平、雲河原、五明、関堀、瀬戸元上、瀬	ときがわ町
熊井、須江、高野倉、竹本	鳩町
平に限る。)、原川、増尾下里、下古寺、勝呂、中爪(字内洞、字菖蒲沢、字東野	

る市街化区域及び同法第八条第一項第一号に規定する用途地域は除く。 ただし、右のうち都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定す